



(性犯罪・性暴力対策室)  
第十四条 男女間暴力対策課に、性犯罪・性暴力

対策室を置く。

2 性犯罪・性暴力対策室は、男女間暴力対策課の所掌事務のうち性犯罪その他の性暴力に係る対策に関する事務をつかさどる。

3 性犯罪・性暴力対策室に、室長を置く。

(事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室)  
第十五条 総務課に、事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室を置く。

2 事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄(沖縄県の区域をいう。)における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画(以下本条において「振興開発計画」といいう。)の推進に関する事務のうち、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、工業用水道の整備並びに廃棄物の処理その他の環境の保全(以下本条において「教育及び文化の振興等」という。)

二 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費(同条第一項に規定するものに関する関係行政機関の経費(文部科学省及び環境省の所掌するものに規定するものを除く。)の配分計画)に関する事務を行なう事業等を定める政令(昭和四十七年政令第百八十三号)第一条第一項に規定するものに関する関係行政機関の経費(同条第二項に規定するものに規定するものを除く。)の配分計画に属するもの(文部科学省及び環境省の所掌するもの)を除く。)のうち、教育及び文化の振興等に関すること。

三 沖縄科学技術大学院大学室に、室長を置く。

4 3 大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学園の業務に関する事務をつかさどる。

5 沖縄科学技術大学院大学室に、室長を置く。

(調査官)  
第十六条 沖縄振興局に、調査官一人を置く。

2 調査官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

3 調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

## 第二章 施設等機関

第一節 経済社会総合研究所  
(経済社会総合研究所の位置)

第十七条 経済社会総合研究所(以下この節において「研究所」という。)は、東京都に置く。

(所長)  
第十八条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、研究所の事務を掌理する。

十 前各号に掲げるもののほか、研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

と。

三 客員主任研究官は、非常勤とする。

(情報研究交流部の所掌事務)  
第二十九条 情報研究交流部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 研究所の所掌事務に関する内外の研究機関との研究交流を行うこと。

二 研究所の所掌事務に関して行なう広報に関すること。

三 研究所の情報システムの整備及び管理に関すること。

(総務課)  
第二十三条 総務部に、次の二課を置く。

会計課

(総務課の所掌事務)  
第二十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

2 研究所に、総括政策研究官八人を置く。

(総括政策研究官)

2 次長は、所長を助け、研究所の事務を整理し、所長に事故のあるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所長)  
第十九条 研究所に、次長一人を置く。

2 所長は、研究所の事務を掌理する。

(次長)

2 次長は、所長を助け、研究所の事務を整理し、所長に事故のあるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所長)  
第二十条 研究所に、総括政策研究官八人を置く。

(総括政策研究官)

2 次長は、所長を助け、研究所の事務を整理し、所長に事故のあるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所長)  
第二十二条 総括政策研究官は、命を受けて、経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究(景気統計部の所掌するもの)を除く。)を行い、及び主任研究官の行う事務を整理する。

(主任研究官の職務)

2 研究所の所掌事務について行なう広報に関すること。

(研究交流官)

2 研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

(研究交流官)



- 企画官及び原子力専門調査官) 第五十九条 科学技術・イノベーション推進事務局に、企画官及び原子力専門調査官(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を助ける。

原子力専門調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力の研究、開発及び利用に関する専門的事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)の調査、企画及び立案を助ける。

企画官の定数は併任の者を除き四人と、原子弹専門調査官の定数は十人とする。  
(企画官)

第六十条 健康・医療戦略推進事務局に、企画官を置くことができる。

企画官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

企画官は、命を受けて、健康・医療戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。

企画官の定数は、併任の者を除き、二人とする。  
(調査官)

第六十二条 北方対策本部に、調査官一人を置く。

調査官は、命を受けて、北方対策本部の事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

企画官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

企画官は、命を受けて、総合海洋政策推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。

第六十三条 総合海洋政策推進事務局に、企画官を置くことができる。

企画官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

企画官は、命を受けて、総合海洋政策推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。

第四章 地方支分部局

- (顧問)**

**第六十五条** 本府に、顧問を置くことができる。  
1 顧問は、本府の所掌事務のうち重要な施策に  
　　参画する。  
2 顧問は、非常勤とする。

**(参与)**

**第六十六条** 本府に、参与を置くことができる。  
1 参与は、重要な府務（宮内庁、公正取引委員  
　　会、法律で国務大臣をもつてその長に充てるこ  
　　とと定められている機関及び金融庁の所掌に係  
　　るもの（除く。）のうち特に定める重要な事項  
　　に参与する。  
2 参与は、非常勤とする。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この中央省局等改革推進本部令（次項におい  
　　て「本部令」という。）は、内閣法の一部を改  
　　正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施  
　　行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
（この本部令の効力）  
2 この本部令は、その施行の日に、内閣府本府  
　　組織規則（平成十三年内閣府令第一号）となる  
　　ものとする。  
（企画官の設置期間の特例）  
3 第四条第一項の企画官は、令和十年三月三十  
　　一日まで置かれるものとする。  
（沖縄振興局総務課事業振興室の所掌事務の特  
　　例）  
4 沖縄振興局総務課事業振興室は、第十四条第  
　　二項各号に掲げる事務のほか、平成二十四年十  
　　月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会  
　　沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会の庶務に  
　　関する事務をつかさどる。

**附 則**（平成一三年三月三〇日内閣府令第三  
　　九号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行す  
る。

**附 則**（平成一三年九月二八日内閣府令第七  
　　八号）

この府令は、平成十三年十月一日から施行す  
る。

**附 則**（平成一四年四月一日内閣府令第二四  
　　号）

この府令は、平成一四年四月一日内閣府令第  
　　二四号）

この府令は、公布の日から施行する。

- この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成二五年四月一日内閣府令第三〇号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一五年四月九日内閣府令第六〇号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一六年四月一日内閣府令第三〇号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一五年五月三〇日内閣府令第六〇号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一七年四月一日内閣府令第三七号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一七年七月一四日内閣府令第八六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一七年八月三一日内閣府令第九一号）  
この府令は、平成十七年九月一日から施行する。  
附 則（平成一八年三月二七日内閣府令第一九号）  
この府令は、平成十八年四月一日から施行する。  
附 則（平成一九年三月二八日内閣府令第二六号）  
この府令は、平成十九年四月一日から施行する。  
附 則（平成二〇年四月一日内閣府令第二〇号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成二〇年六月二七日内閣府令第四〇号）  
この府令は、平成二十年七月一日から施行する。  
附 則（平成二一年四月一日内閣府令第一三号）  
この府令は、公布の日から施行する。  
附 則（平成二一年八月二八日内閣府令第四四号）  
この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）より施行する。

附 則（平成二二年四月一日内閣府令第

- （平成一一年四月一日内閣府令第一六号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三一日内閣府令第一三号）  
この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年四月一〇月三一日内閣府令第五九号）抄  
(施行期日)  
第一条 この府令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日内閣府令第一五号）  
この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年四月六日内閣府令第三一号）  
この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年七月一一日内閣府令第四七号）  
この府令は、平成二十四年七月十二日から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日内閣府令第五六号）  
この府令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年五月一六日内閣府令第二八号）  
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日内閣府令第二六号）  
この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

この府令は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。	附 則（平成二十六年一〇月一〇日内閣府令第六号）
この府令は、平成二十六年十月十四日から施行する。	附 則（平成二七年一月一五日内閣府令第二号）
この府令は、平成二十七年一月十五日から施行する。	附 則（平成二七年三月三一日内閣府令附則）
この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。	附 則（平成二七年四月一〇日内閣府令第三〇号）
この府令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二八年三月三一日内閣府令第二七号）
この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則（平成二八年四月一九日内閣府令第三七号）
この府令は、平成二十八年四月十九日から施行する。	附 則（平成二八年七月二一日内閣府令第五号）
この府令は、平成二十八年七月二十一日から施行する。	附 則（平成二九年三月三一日内閣府令第一号）
この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。	附 則（平成三〇年三月三〇日内閣府令第九号）
この府令は、平成三十年四月一日から施行する。	附 則（平成三〇年八月三一日内閣府令第四号）
この府令は、平成三十年九月三日から施行する。	附 則（平成三一年三月一九日内閣府令第一号）
この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第八条第九項の改正規定は、同年七月一日から施行する。	附 則（平成三一年三月一九日内閣府令第一号）

この府令は、内閣府設置法の一部を改正する法律（令和二年三月三〇日内閣府令第二三号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。	附 則（令和二年七月三一日内閣府令第六二号）
この府令は、令和二年八月一日から施行する。	附 則（令和二年九月三〇日内閣府令第二七号）
この府令は、令和二年十月一日から施行する。	附 則（令和三年三月三一日内閣府令第二六号）
この府令は、令和三年四月一日から施行する。	附 則（令和三年八月二七日内閣府令第二五号）
この府令は、令和三年九月一日から施行する。	附 則（令和四年三月二五日内閣府令第二九号）
この府令は、令和四年四月一日から施行する。	附 則（令和五年三月三〇日内閣府令第二八号）
この府令は、令和五年四月一日から施行する。	附 則（令和六年三月二九日内閣府令第三七号）
この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。	附 則（令和六年三月二九日内閣府令第三七号）